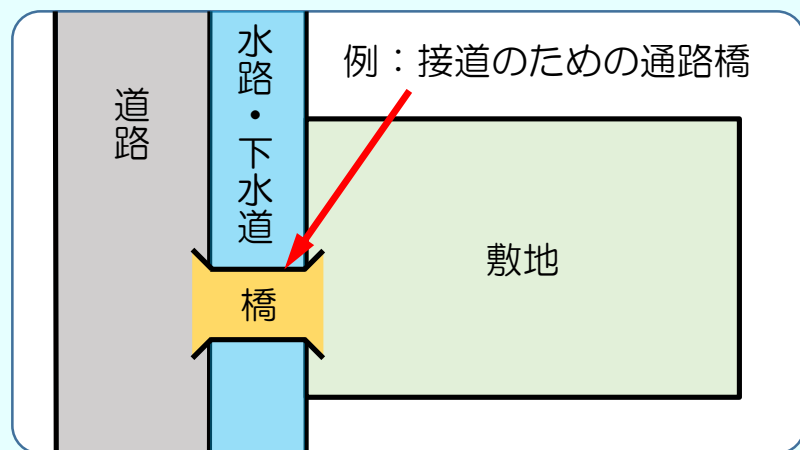


水路、下水道の適正利用についてのお願い

水路や下水道に**通路橋**を設置する場合は、

占用許可の手続きが必要です。



市が管理する水路や下水道に通路橋を設置して使用される場合は、占用許可の手続きが必要です。

なお、通路橋を設置する際は、転落防止のため安全措置を講じるようお願いします。

詳しくは、各区の維持管理課（中央区及び西区は管理調整課）にお尋ねください。

通路橋、防護柵の設置例

